

「中津市マンション管理適正化推進計画（案）」に関するパブリックコメントにおいて寄せられたご意見等と本市の回答

意見募集期間：令和6年7月8日（月）～令和6年8月7日（水）

意見等の件数：1件

番号	該当箇所	ご意見等	本市の回答
1	<p>P21“管理計画を認定する際の基準”の2.管理規約の(3)マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付について定められていること</p>	<p>具体的にどうゆうものか、事例で教えて頂きたい。 集会の収支決算及び事業報告ではいけないか 収支決算は収支計算書と貸借対照表（財産内訳も含む）があるが、また、管理に関する情報とは、収納・保管口座を指しているのか、教えて頂きたい。</p>	<p>該当項目の確認事項は、管理規約に管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）についての規定（マンション標準管理規約（単棟型）第64条第3項に相当する規定）があることを確認します。そのため、認定申請には管理規約の写しを提出してください。</p> <p>具体的には、管理規約に以下の書面の交付についての規定があるか確認します。 「マンション標準管理規約」（単棟型）第49条第3項の総会の議事録、第53条第4項の理事会の議事録、第64条第1項の会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類、同条第2項の長期修繕計画書、設計図書、修繕等の履歴情報、第72条第2項の規約原本、同条第4項の規約原本等及び使用細則等など。</p> <p>なお、収支計算書と貸借対照表については、「3.管理組合の経理」の項目で確認することとしています。</p> <p>また、「管理に関する情報」は什器備品台帳や修繕等の履歴情報、集会等の議事録など管理組合の運営管理に関する情報です。</p>